事業事前評価表

国際協力機構ガバナンス・平和構築部
ジェンダー平等・貧困削減推進室

１．案件名（国名）

国　名：　南スーダン共和国（南スーダン）
案件名：　ジェンダーに基づく暴力被害当事者の経済的自立促進プロジェクト
Project for Economic Empowerment for Gender Based Violence Survivors

２．事業の背景と必要性

（１）　当該国における GBV 対策の現状・課題及び本事業の位置付け

南スーダンでは、長期化する紛争影響下において、ジェンダーに基づく暴力[1]（Gender-based violence。以下、「GBV」という。）が深刻な社会問題となっている。南スーダンは東アフリカの中でも 2 番目に GBV の発生率が高い国であり、女性人口の 49.6%は、配偶者やパートナーによる暴力（Intimate Partner Violence: IPV。身体的か性的暴力、または両方）を受けている[2]。婚資を目的とする児童婚も多く見られる。

南スーダン政府は、国連安全保障理事会決議第 1325 号「女性・平和・安全保障」（2000 年 10 月採択）の実施に向けた国別行動計画（2015-2020）、「南スーダンにおける GBV の防止、暴力からの保護及び暴力への対応に関する標準作業手順書（Standard Operating Procedure: SOP）」（2017 年策定）、GBV 撤廃法（2022 年策定）など、ジェンダー平等の推進や GBV の予防や対応に関する政策等の整備を進めてきた[3]。また、『再活性化された南スーダン国家開発戦略(SNDS) 改訂版』(2022-2027)では、優先課題としてジェンダー平等及び GBV の撤廃推進にかかる政策・法整備の強化を掲げている。

一方で、紛争の影響による混乱や財政難を理由として行政機関は十分な機能を果たせておらず、人道支援団体による援助も短期的で、予防や一時的な保護、加害者処罰へ集中しており、中長期的な視点に立った GBV 被害当事者（以下、「GBV サバイバー」という。）の経済的自立・社会復帰の取組は少ない。

そのような状況下、JICA は、2018 年度の南スーダンでの GBV 課題への対応に係る調査[4]結果を基に、2021 年 9 月から 2 年間、GBV サバイバーの保護や自立、社会復帰を目的とした個別専門家案件を実施した。同案件では、中央政府ジェンダー・子ども・社会福祉省（以下、「MGCSW」という。）及び中央エクアトリア州ジェンダー・子ども・社会福祉省（以下、「SMGCSW/CES」という。）とともに、女性支援を行う NGO を対象に、被害者中心アプローチ[5]に基づく GBV サバイバーの心理社会ケアと、自立支援や社会復帰を一体化した

[1] 男性を優位とする不平等な力関係の下、社会・文化的に基底された性役割や規範を背景に、女性あるいは男性にふるわれる暴力。（例：配偶者やパートナーによる暴力、性暴力、児童婚）

[2] UNFPA, 2023, 'South Sudan rank Second in SGBV prevalence rate in East Africa – a new study indicates.'

[3] SOP と GBV 撤廃法は策定されたものの、国会未承認の状況。

[4] https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041594.html

[5] 本事業では、クラスター事業戦略に併せて、'survivor-centered approach'を「被害者中心アプローチ」と訳す。

パイロット活動を実施した。この活動では、GBV サバイバーが経済的自立や社会復帰に至るまでには、従来の生計向上の支援のみでは不十分であり、必要とされる心理社会ケアを提供しつつ、GBV サバイバーの選択を尊重し、その意思を実現できるよう、回復から生計向上・社会復帰等に必要な知識・技術の提供や実践の機会提供までを支援することで、今までとは異なる有効な支援方法を示した。更に GBV サバイバーが「男性の仕事」と思われている運転業務や、コミュニティの課題解決への貢献に取り組むなど、個人の回復・経済的エンパワメントに加えて、社会に新しい可能性を生み出すまで至った。最終的に、それらの経験を『南スーダンにおける GBV サバイバーの自立と社会復帰支援の促進』（以下、「ガイダンスノート」という。）としてまとめた。しかし、更なる手法の開発や効果の検証に加えて、これらの取組手法を同国の市民社会団体（以下、「CSO」という。）、企業・ビジネスグループ、政府機関、開発ドナー等が理解し、実践していくような面的な展開のためのマニュアル整備等の必要性が残されている。

そのため、本事業は、MGCSW 及び SMGCSW/CES をカウンターパート機関（以下、「CP」という）とし、これまでの支援による蓄積を活用しつつ、被害者中心アプローチに基づく女性の経済的な自立と社会復帰支援の強化に向けて、CP や CSO、企業・ビジネスグループ、政府機関等の能力強化を図り、GBV 対策に取り組むものである。

（２） GBV 対策に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対南スーダン国別開発協力方針」（2021 年 9 月）の重点分野「包摂的な社会サービスの向上」において、女性の社会・経済への統合と参加を促進する社会サービスの向上を支援する点、及び TICAD8 チュニス宣言で掲げられた「民主主義の定着のためには持続的かつ長期的な取組みが不可欠であることを認識し、社会基盤の構築並びに若者及び女性の生活向上支援が重要であることを強調」「女性と若者が、平和で持続可能かつ強靭な社会を構築するための全ての取組みの中心にいなければならない」との方針とも合致する。

また、JICA グローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」（2022 年 2 月）においても「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」及び「ジェンダースマートビジネスの振興」を重点的に取り組むとしている。本事業は、南スーダンの GBV サバイバーの経済的自立と社会復帰に貢献する事業である。

GBV サバイバーの経済的な自立への取組は、SDG5（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）及び SDG8（包摂的で持続可能な経済成長と雇用促進）と合致する。さらに、脆弱な立場にあり貧困に陥りやすい GBV サバイバーの経済的エンパワメントは、SDG1（貧困の撲滅）に貢献する。その結果は、SDG10（国内間の不平等の削減）及び SDG16（平和で包摂的な社会の促進）にも寄与する。

（３） 他の援助機関の対応

GBV の課題に対し、様々な二国間・多国間機関及び国際 NGO が人道支援及び開発の観

点から取組を行っている。これらの援助機関は、全国及び州レベルで、政府及び現地の CSO と「GBV サブクラスター」と呼ばれるネットワークを形成し、取り組みや課題の共有、GBV に係る啓発活動等を行っている。主要な援助機関として、国連南スーダン派遣団（UNMISS）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、世界銀行（WB）、国連女性機関（UN Women）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、外務・英連邦・開発省(FCDO)、米国援助庁（USAID）等が、GBV 対策における予防・保護・経済的エンパワメントの取組を行っている。そのうち、UNDP は日本政府からの資金協力による事業を実施している（詳しくは３．（８）２）を参照）。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、中央エクアトリア州ジュバ市において、政府関係組織・CSO・民間企業等の関係団体の能力強化、GBV 課題への効果的な対応方法の開発・改善、ガイダンスノートの改訂等を行うことにより、被害者中心アプローチに基づく取組の強化を図り、もって GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性[6]の経済的な自立と社会復帰の促進に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名：中央エクアトリア州ジュバ市。ジュバ市内の具体的なパイロット活動地については、案件開始後の調査を通じて特定する。

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： MGCSW、SMGCSW/CES、CSO、企業・ビジネスグループ、政府機関、等

最終受益者：中央エクアトリア州ジュバ市の GBV サバイバー、暴力に脆弱な女性

（４） 総事業費（日本側）：3.06 億円

（５） 事業実施期間：2024 年 11 月～2027 年 11 月を予定（計 36 カ月）

（６） 事業実施体制：実施機関は MGCSW 及び SMGCSW/CES。MGCSW はプロジェクト全体の監督、SMGCSW/CES はプロジェクトの各活動の実施を担う。研修対象、パイロット活動の連携や協力相手として、CSO、企業・ビジネスグループ、政府機関、開発パートナー等を想定。具体的な組織は、案件開始後に特定する。

（７） 投入（インプット）

１）日本側

①専門家派遣（合計約 36P/M）：総括／ジェンダー主流化、ビジネスマネジメント／能力開発、被害者中心アプローチ／研修、ジェンダー主流化／組織強化／モニタリング。

② 研修員受け入れ：なし。

③ 機材供与：パイロット活動において必要に応じて供与する可能性あり。

２）南スーダン国側

① カウンターパートの配置

[6] ここでは、暴力に脆弱な立場に置かれた女性を指す。南スーダンでは GBV サバイバーに対するスティグマによって、被害当事者のみを対象とした活動を行うことが難しいこと、また対象社会においては、女性や少女たちの多くがさまざまな暴力のリスクや脅威にさらされている実態を踏まえ、本事業では、実際の被害の有無に関係なく、さまざまな GBV が蔓延する対象社会に生きる女性や少女の経済的自立やエンパワメントに向けたり組みを行うことを想定している。

② 専門家向けプロジェクトオフィスや会議室（光熱費含む）

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

「食料安全保障・生計向上のための農業振興・再活性化プロジェクト」(2022-2027)では、市場に向けた農業の可能性を模索するべく、女性を含む農家グループに対してパイロット活動を実施しており、同事業で得られた知見を元に本事業においても農業を通じた経済的自立・社会復帰の可能性を検討できる。また、「地域開発・コミュニティ再建のための地方行政能力強化アドバイザー」(2023-2026)は、行政官能力強化の一環としてコミュニティのニーズへの対応能力強化にも取り組むことから、GBV に関するコミュニティのニーズ調査や、行政官の GBV 対応能力強化を図る際には同案件と連携することを検討する。また、「南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」（2006 年～2009 年）、紛争予防・平和構築無償資金協力「ジュバ職業訓練センター拡張計画」（2013 年完工）、「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ 2」（2010 年～2013 年）で対象としたジュバ職業訓練センターは、GBV サバイバーの技術習得に活用できる可能性の他、同校は女性受講者も多いことから、経営層や講師の GBV 対応能力を強化することで、GBV サバイバーの受講生に対してより適切な支援を行える可能性がある。さらに、課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」では研修員として実施機関から 2 名、課題別研修「アフリカにおける女性のビジネス・起業の推進」では同 3 名を受け入れている。

２）他の開発協力機関等の援助活動

UNDP は、国際機関連携無償（JICA 実施分）「ジェンダーに基づく暴力への対応のためのコミュニティセンター整備計画」を通じて、中央、東及び西エクアトリア州で、GBV サバイバーの自立・社会復帰支援、司法サービス、心理ケア及び技術研修等の提供、コミュニティセンターの整備を行う事業を進めている。上記事業と本事業は、対象地域及び活動分野が一部重なっていることから、人材育成や上記事業で整備する施設の活用等における連携を検討しており、本事業開始後に連携内容を具体化する。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類　C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項

本事業は、紛争影響や女性に差別的な慣習・社会規範下にある女性の経済的自立や社会復帰・参画、男性を含むコミュニティのジェンダー意識・行動変容を促すことにより、紛争影響により弱体化したコミュニティの社会的結束を再構築する点や、GBV サバイバーの保護や生計向上に関わる様々な行政・支援機関や CSO 等との協働で、包括的な GBV サバイバー支援（機能的かつ包摂的な行政サービスの実現）を図ることで、GBV サバイバー

含む社会的弱者の社会包摂や不平等の是正を図り、行政・支援者-住民間の信頼醸成を図る点が、南スーダンの平和構築に貢献する。また、GBV 課題への対応と平和構築の双方に関係する「女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）[7]」の方針に合致する。

３）ジェンダー分類：
【ジェンダー案件】GI（P）（女性を主な裨益対象とする案件）
＜活動内容/分類理由＞南スーダンは紛争による長引く影響や家父長的な社会規範により、女性は暴力に脆弱な立場に置かれ、GBV 被害に遭うリスクが高く、GBV サバイバーも多い。更に、こうした GBV サバイバーは長期に渡る身体的・精神的な影響を抱え、経済的自立を果たす上での負担も大きい。一方、同国の政府や CSO、企業側は、GBV サバイバーの経済的自立に係る支援能力が不足しているという課題がある。本事業では、GBV サバイバーのニーズに沿った取組手法の開発や支援者に対する研修、GBV サバイバー支援のためのガイドライン・マニュアルの作成・改訂を通じて、支援側の能力を強化し、GBV サバイバーの経済的自立や社会復帰に貢献する。また、指標として能力強化が図られた団体の数等を設定するため。

（１０）その他特記事項
特に無し。

４．事業の枠組み

（１） 上位目標：被害者中心アプローチに基づく取組強化により、GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の経済的な自立と社会復帰が促進される。
指標及び目標値：
・被害者中心アプローチに基づく、女性の経済的自立支援と社会復帰（ガイダンスノートに沿った支援）を実践する CSO、企業・ビジネスグループ、政府機関の数（●団体）
・上記実践団体の支援を受けた女性のうち経済状況が改善したと回答した女性の割合（●%）
・政策における GBV 撤廃を志向した被害者中心アプローチの言及
※ ●は事業終了１年前までに設定する。

（２） プロジェクト目標：ジュバ市において、「被害者中心アプローチ」に基づく GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の経済的自立と社会復帰に向けた取組が強化される。

指標及び目標値：
・被害者中心アプローチに基づくアクションプランを実施した関係機関が■組織
・成果１の参加者によるピア会合と成果２のタスクフォース会議を合計■回実施

[7] 女性・平和・安全保障に関する行動計画｜外務省（mofa.go.jp）

・ガイダンスノートに沿った支援を実施する組織が■団体
・被害者中心アプローチ採用に関する政策提言書を MGCSW に提出
※ ■は、第 2 回合同調整委員会実施前までに確定する。

（３） 成果

成果０：南スーダンの GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の経済的自立と社会復帰を推進する支援の現状と課題が分析される。

成果１：多様な関係機関が GBV 課題と被害者中心アプローチに基づく対応に関する理解を深める。

成果２：GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の経済的自立と社会復帰を支援する、被害者中心アプローチに基づく対応の発展を目指すパイロット活動が実施される。

成果３:ガイダンスノート『南スーダンにおける被害当事者の自立と社会復帰支援の促進』が改訂される（マニュアルの追加含む）。

（４） 主な活動

0-1 GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の経済的自立と社会復帰に向けた南スーダン内の支援の現状と課題を調査する（政策、活動、人材、組織、制度、ネットワーク等）。

0-2 先行案件（個別専門家案件及び事務所主管フォローアップ案件）で実施したパイロット活動の成果と課題を含む結果と現状の確認と分析、及びガイダンスノートの活用状況を査定する。

1-1 0-1、0-2 を踏まえ、ガイダンスノートに基づき関係組織（CSO、民間セクター組織、政府関係機関）を対象にした研修計画を作成する。

1-2 GBV サバイバーや暴力に脆弱な女性の支援に意欲のある CSO、民間セクター組織、政府機関を募集、選定する。

1-3 研修を実施する（アクションプランの作成を含む）。

1-4 研修参加組織のアクションプランの実施状況を確認する。

1-5 研修参加組織を集めて、アクションプランの実施状況を共有する。

1-6 研修参加組織の取組のプロセスと課題、実績、好事例、教訓を分析する。

2-1 GBV サバイバーと暴力に脆弱な女性が新しいビジネスの立ち上げ（起業）やビジネスの発展のための市場可能性、利用可能なサービスやリソースを調査する。

2-2 0-1、0-2、2-1 を踏まえ、パイロット活動計画の策定と、各活動の主要な関係組織を特定する。

2-3 パイロット活動を主要な関係組織と共に実施する。

2-4 パイロット活動実施組織に対する技術指導、能力強化を行う。

2-5 パイロット活動実施組織のタスクフォースを形成し、定期的なピア会合を開き、モニタリング、経験共有等を行う。

2-6　パイロット活動のプロセスや成果、好事例、教訓、課題等を分析する。
2-7　省庁横断ジェンダー調整委員会や GBV サブクラスター等で、パイロット活動に関する進捗報告、成果発表を行う。

3-1　0-1、0-2 の結果、1-4、2-3 の活動状況、及び対象者の分析を踏まえ、ガイダンスノートの実践を促進するガイダンスノート改訂の方向性、マニュアルを提案する（対象者の分析を含む）。
3-2　活動 0-2, 1-4, 1-6, 2-3, 2-5, 2-6 を踏まえてマニュアル（案）を作成する。
3-3　マニュアル（案）について想定ユーザーとコンサルテーションを行い、必要に応じて修正を加える。
3-4　活動 1-4、1-6、2-3、2-5、2-6、2-7 を踏まえてガイダンスノートを改訂する。
3-5　プロジェクト活動の成果に基づき、MGCSW 及び必要に応じて SMGCSW/CES や関連省に対し、被害者中心アプローチとガイダンスノートを採用する政策策定を提言する。
3-6　省庁横断ジェンダー調整委員会や GBV サブクラスター等にてマニュアル、ガイダンスノート改訂版の内容の妥当性を確認し、政策提言書を発表する。
3-7　MGCSW がガイダンスノート改訂版(その一部であるマニュアルを含む)を承認する。
3-8　多様な関係者に対して、ガイダンスノート改訂版とマニュアルに関する理解を深めるため、ワークショップやメディアを通じた周知活動を行う。
3-9　成果１の研修の参加組織や成果２のパイロット活動の関係組織を含めた様々な関係者におけるマニュアルやガイダンスノート改訂版の活用状況を調査し、必要に応じて助言等の支援を行い、活用を促進する。

５．前提条件・外部条件

（１）　前提条件
- 邦人・第三国人専門家の現地渡航制限により、プロジェクト活動実施に深刻な影響が生じない

（２）　外部条件
- 紛争が発生しない等、治安状況が極端に悪化しない。
- 極端なインフレや物価上昇が発生しない。
- 活動１及び２の多くの参加団体が倒産・運営停止しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ネパール「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」(評価年度 2017 年)では、持続性の確保のため、事業で構築したメカニズムを政策に組み込む等、戦略を策定し実現する重要性を指摘している。よって、本事業では、ガイダンスノートを含むマテリアルを政策に入れ込む提言を行う。

ケニア「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」(評価年度 2022 年)では、

他機関との連携は事業形成・開始から協議し、事業間の連携による相乗効果により、持続可能性や利益・インパクトの向上が見込めることを指摘している。本事業では、UNDP やCSO 等、他機関との連携を準備段階から行っている。

ホンジュラス「地方女性のための小規模企業支援プロジェクト 」(評価年度 2014 年)では、女性グループは状況変化があっても、事業を通じて作成されたマニュアルを用いて活動を維持しており、汎用性の高いマニュアルやガイドラインを作成することが重要である。一方、ナイジェリア「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ 2」(評価年度 2018 年)では、詳細でページ数の多いマニュアルになる場合、簡略版マニュアルと併用することが効果的と指摘されている。よって、本事業でのマニュアル作成は、現地の人々の状況を踏まえて、汎用性が高く、またマニュアルの簡易版も作成するなど、理解しやすく、かつ使いやすいものを作成する。

７．評価結果

本事業は、南スーダンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、GBV サバイバーと暴力に脆弱な女性の経済的自立と社会復帰に係る支援の強化推進を通じて、南スーダンの人間の安全保障とジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進、貧困削減に寄与するものであり、特に SDG ゴール５及び８に貢献すると考えられることから、事業実施の必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１） 今後の評価に用いる主な指標

４．のとおり。

（２） 今後の評価スケジュール

事業終了３年後　　事後評価

以上